

きほく通信

第28号

2012年
2月13日
発行

難病
患者家族会
きほく

【会長】 神森 和子
紀の川市中三谷

【相談室】 0736(77)5161

【事務局】 〒6496612 紀の川市北涌371

森田方 0736(75)4413

難病に障害福祉が 適用されるのか？

私たち県内の難病患者会としては24年前から国に対し、集いや著名活動を行い、県に対しては毎年要望を重ね、難病患者にも障害者福祉を」と訴えてきました。このような中で、国では障害者制度改革推進会議および、そのなかに設けられた総合福祉部会で1年半にわたりこれらのことを含め検討されています。

2月8日に開催された第19回総合福祉部会で、昨年8月にまとめられた障害者総合福祉法(仮称)の骨格に関する総合福祉部会の提言(以下、「骨格提言」)をふまえた法案作成を行っている政府から厚生労働省案の内容が説明されました。

これを受けてマスコミ報道は各紙が障害者福祉、難病患者にも対象拡大(読売)、「難病患者にも障害者福祉」(朝日)、「新法案、難病患者を給付対象」(毎日)、「改正案、難病患者も対象」(日経)と大見出しで報道しました。

今回、新法案の障害者の範囲に「難病など」が書き込まれたこと自体は従来の制度から見れば一歩前進であることは間違いありません。

しかし、翌日に開催された第20回難病対策委員会で明らかになったのは、「この厚生労働省案が実現したとしても、対象となった難病患者などが受けられる障害

者福祉は、現在健康局予算で施行されている「難病患者等居宅生活支援事業、ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業」のみで、障害者福祉法に基づく身体障害者手帳制度を拡充するものではありません。現行の障害者自立支援法を廃止し、それに変わる障害者総合福祉法(仮称)のなかに手帳のない難病などの人たちも対象に加えようというものです。

したがって、身体障害者手帳が交付されることにより受けられる様々な制度、例えば、都道府県の重度心身障害者(児)医療費助成制度、J&J等の交通運賃割引をはじめとする各種割引制度や所得税、住民税の障害者控除などは対象にはならないのです。

これは検討されてきた新法の骨格提言からすると、きわめて不十分な内容であるとして、総合福祉部会でも委員の多くが反発しました。

厚生労働省側は、骨格提言は段階的、計画的に実施していくと述べたのに対して、それならば実現にむけてのプロセス、工程表を丁寧に示すべきとの意見も出されました。

政府、厚生労働省は今後与野民主党内の障がい者ワーキングチームと総合福祉部会三役との懇談をふまえて法案提出の準備をすすめていく意向を示しました。

委員会では、これまでの難病対策の見直しの検討を行ってきたとおり、他制度のつぎきとして障害者制度改革のつぎきについては報告されてきましたが、難病の定義付けなども含めた見直しの検討を昨年から議

論してきているなかだけに、今回の厚生労働省案について、唐突に出されてきた感がある、もう少し前に相談してほしいなどの意見も出されました。

委員からの質問に答えて厚生労働省担当課長は、障害者新法で拡大される難病の範囲については、今後健康局および難病対策委員会での議論をふまえ、施行(来年4月)までに政令で定めたいと述べました。

また今回の制度改革では身体障害者手帳制度には手をつけず、範囲の拡大により難病などの人たちが受けられるようになる福祉サービスは、現在の難病患者等居宅生活支援事業の3事業に限られると述べました。委員からは、現行の居宅生活支援事業を受けている人たちが受けられなくなったり、また受けづらくなることのないようにとの声もあがりました。

民主党はこの新法案をA法案、今国会で成立をめざす法案」と位置づけており、そのために、3月中旬の閣議決定、国会提出をめざしています。

この部会には患者会側からも私たち当事者の代表としてJPA日本難病、疾病団体協議会から委員が参加しています。委員からはこの法案に対し、「難病」の範囲や位置づけについて総合福祉法での検討と委員会における整合性に配慮することや制度の簡素化などについて要望提案しているところです。

